

令和 5 年度 経営管理権集積計画（大淵・内山地区）

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の
規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和 6 年2月26日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-10	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基ついて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	6557	50	と2	山林	0.0790	ヒノキ	73	公告の日から	6年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	〳経営管理実施権が設定される場合〵 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〳経営管理実施権が設定されない場合〵 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6557	50	と2	山林	0.0790	ヒノキ	73				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要す る経費を控除してなお収益がある場合におい て甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定 方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	888-1	52	ろ24	山林	0.6144	ヒノキ	67	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の 額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務 費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費 を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を取 売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提 案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益 が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産す るのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提 案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益 が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を 補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるため の事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上す ることができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入 と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営 管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲 に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森 林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実 施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じ た木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施 権が設定される 場合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金で渡し によりおこな う。 <経営管理実施 権が設定されな い場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
2	同上	888-1	52	ろ26	山林	0.4713	ヒノキ	67	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	888-1	52	ろ24	山林	0.6144	ヒノキ	67				
2	同上	888-4	52	ろ26	山林	0.4713	ヒノキ	67				

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上） [REDACTED]

]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-15	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期							
1	富士市大淵	4672	50	ち10	山林	0.1332	ヒノキ	79	公告の日から	6年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。			
2	同上	6570	50	と15	山林	0.1672	ヒノキ	65	同上	同上			<経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
3	同上	6571	50	と16	山林	0.0330	ヒノキ	65	同上	同上			<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
4	同上	6573	50	ち11	山林	0.1110	ヒノキ	73	同上	同上			<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	4672	50	ち10	山林	0.1332	ヒノキ	79				
2	同上	6570	50	と15	山林	0.1672	ヒノキ	65				
3	同上	6571	50	と16	山林	0.0330	ヒノキ	65				
4	同上	6573	50	ち11	山林	0.1110	ヒノキ	73				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	6583-1	50	ち19	山林	0.3226	スギ	63	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	6583-2	50	ち8	山林	0.1489	ヒノキ	64	同上	同上				
3	同上	6587	41	い28	山林	0.0714	スギ	63	同上	同上				
4	同上	6650	50	ち20	山林	0.3120	ヒノキ	77	同上	同上				
5	同上	6651	50	ち21	山林	0.0228	ヒノキ	68	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6583-1	50	ち19	山林	0.3226	スギ	63				
2	同上	6583-2	50	ち8	山林	0.1489	ヒノキ	64				
3	同上	6587	41	い28	山林	0.0714	スギ	63				
4	同上	6650	50	ち20	山林	0.3120	ヒノキ	77				
5	同上	6651	50	ち21	山林	0.0228	ヒノキ	68				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-17	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	4659-14	50	へ4	山林	0.0189	ヒノキ	65	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年 1 回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基 づいて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配 慮する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は 、木材の販売収入の額と補助金 事務手数料、森林保険料等の森 林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方 法 ・木材の販売収入の額については 、実際に木材を販売して得られ た収入又は経営管理実施権者が 企画提案書に示した設定金額を 勘案して、いずれかの利益が見 込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実 際に木材を生産するのに要した 経費又は、経営管理実施権者が 企画提案書に示した設定金額を 勘案して、いずれかの利益が見 込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては 、木材生産業務費を補うために 補助金を適用することができる 。 ・経営管理実施権者は、補助金 の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以 内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木 材の販売による収入と補助金の 合計額を上回ってしまった場合 は、経営管理実施権者がその差 額分を負担することとし、甲に 金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を 受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように 経営管理実施権者に協力するこ と。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務 が完了し、収支結果が確定後、 速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを 支払うこととし、支払方法は、 甲の指定する口座振込又は甲 に現金手渡しによりおこなう。 3. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要 した経費は乙が負担するもの とする。		
2	同上	4659-16	50	へ4	山林	0.1175	ヒノキ	65	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年 1 回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要 した経費は乙が負担するもの とする。	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。		
3	同上	4659-17	50	へ10	山林	0.1616	ヒノキ	63	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要 した経費は乙が負担するもの とする。	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要 した経費は乙が負担するもの とする。	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。		
4	同上	4664-5	50	へ10	山林	0.0148	ヒノキ	63	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要 した経費は乙が負担するもの とする。	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要 した経費は乙が負担するもの とする。	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	4659-14	50	へ4	山林	0.0189	ヒノキ	65				
2	同上	4659-16	50	へ4	山林	0.1175	ヒノキ	65				
3	同上	4659-17	50	へ10	山林	0.1616	ヒノキ	63				
4	同上	4664-5	50	へ10	山林	0.0148	ヒノキ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-18	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基ついて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	6579	50	ち6	山林	0.0634	ヒノキ	62	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基 づいて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6579	50	ち6	山林	0.0634	ヒノキ	62				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集05-20	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）						(名称)		(所在地)				
			経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期					
1	富士市大淵		1619-1	50	は7	山林	0.2320	ヒノキ	55	公告の日から	6年 (2030.3.31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。	
2	同上		1620-1	50	は8	山林	0.1612	ヒノキ	55	同上	同上				
3	同上		1621	50	は9-1	山林	0.3477	ヒノキ	65	同上	同上		＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1619-1	50	は7	山林	0.2320	ヒノキ	55				
2	同上	1620-1	50	は8	山林	0.1612	ヒノキ	55				
3	同上	1621	50	は9-1	山林	0.3477	ヒノキ	65				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-21	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	6641	41	い63	山林	0.0290	ヒノキ	73	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況 を確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施に あたっては、溪畔林における伐 採等は控えるなど生物多様性に 配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を 実施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は 、木材の販売収入の額と補助金 額から木材生産業務費、木材販 売業務費、補助金事務手数料、 森林保険料等の森林管理費を 控除した収益額をもとに算定す る。 2. 木材の販売収入の額の算定 方法 ・木材の販売収入の額について は、実際に木材を販売して得ら れた収入又は経営管理実施権者 が企画提案書に示した設定金額 を勘案して、いずれかの利益が 見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、 実際に木材を生産するのに要し た経費又は、経営管理実施権者 が企画提案書に示した設定金額 を勘案して、いずれかの利益が 見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては 、木材生産業務費を補うために 補助金を適用することができる 。 ・経営管理実施権者は、補助金 の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以 内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木 材の販売による収入と補助金の 合計額を上回ってしまった場合 は、経営管理実施権者がその差 額分を負担することとし、甲に 金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を 受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように 経営管理実施権者に協力する こと。 <経営管理実施権が設定されない 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担するもの とする。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務 が完了し、収支結果が確定後、 速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを 支払うこととし、支払方法は、 甲の指定する口座振込又は甲 に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない 場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。	
3	同上	6664-1	50	ち30	山林	0.2052	スギ	60	同上	同上	<経営管理実施権が設定されない 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担するもの とする。	<経営管理実施権が設定されない 場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6641	41	い63	山林	0.0290	ヒノキ	73				
3	同上	6664-1	50	ち30	山林	0.2052	スギ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-24	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基ついて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	6581-1	50	ち9	山林	0.1257	ヒノキ	63	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6581-1	50	ち9	山林	0.1257	ヒノキ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-25	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1247-5	52	へ5	山林	0.1283	ヒノキ	77	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1247-5	52	へ5	山林	0.1283	ヒノキ	77				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-28	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1292-5	51	と36	山林	0.3454	スギ	60	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。	＜経営管理実施権が設定される場 合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこなう。 ＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。		
2	同上	1292-6	51	と37	山林	0.0534	ヒノキ	60	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。			
3	同上	1292-7	51	と38	山林	0.0114	ヒノキ	60	同上	同上					
4	同上	1292-8	51	と35	山林	0.0541	スギ	60	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1292-5	51	と36	山林	0.3454	スギ	60				
2	同上	1292-6	51	と37	山林	0.0534	ヒノキ	60				
3	同上	1292-7	51	と38	山林	0.0114	ヒノキ	60				
4	同上	1292-8	51	と35	山林	0.0541	スギ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-30	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1402-13	51	に20	山林	0.0079	ヒノキ	64	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 ＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
2	同上	1402-5	51	に20	山林	0.1404	ヒノキ	64	同上	同上				
3	同上	5702-2	51	へ12-2	山林	0.0657	スギ	60	同上	同上				
4	同上	4690-3	51	へ12-3	山林	0.0082	スギ	60	同上	同上				
5	同上	5702-4	51	へ12-2	山林	0.0036	スギ	60	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｂ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1402-13	51	に20	山林	0.0079	ヒノキ	64				
2	同上	1402-5	51	に20	山林	0.1404	ヒノキ	64				
3	同上	5702-2	51	へ12-2	山林	0.0657	スギ	60				
4	同上	4690-3	51	へ12-3	山林	0.0082	スギ	60				
5	同上	5702-4	51	へ12-2	山林	0.0036	スギ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-31	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1284-1	52	と25	山林	0.3667	ヒノキ スギ	63	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲に1)を 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこなう。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
2	同上	1294-1	51	と23	山林	1.5150	ヒノキ	58	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1284-1	52	と25	山林	0.3667	ヒノキ スギ	63				
2	同上	1294-1	51	と23	山林	1.5150	ヒノキ	58				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-35	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1406-1	51	に24	山林	0.5986	ヒノキ	64	公告の日から	6年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	〳経営管理実施権が設定される場合〵 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〳経営管理実施権が設定されない場合〵 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1406-1	51	に24	山林	0.5986	ヒノキ	64				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

住 所（同上）

富士市長 小長井 義正

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-37	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	富士市大淵	1630	50	に52	山林	0.3801	ヒノキ	60	公告の日から	6年 (2030.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1630	50	に52	山林	0.3801	ヒノキ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集05-38	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準林班 小班	地 目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1282-2	52	と27	山林	0.2342	ヒノキ	73	公告の日から	6年 (2030.3.31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基 づいて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 ＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。		
2	同上	1282-4	52	と27	山林	0.1090	ヒノキ	73	同上	同上					
3	同上	1282-7	52	と27	山林	0.0576	ヒノキ	73	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富十市大淵	1282-2	52	と27	山林	0.2342	ヒノキ	73				
2	同上	1282-4	52	と27	山林	0.1090	ヒノキ	73				
3	同上	1282-7	52	と27	山林	0.0576	ヒノキ	73				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富十市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-41	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1614-1	50	は13	山林	0.1890	ヒノキ	60	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに 要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲に1)を 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこなう。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。		
2	同上	1616-1	50	は12	山林	0.2943	ヒノキ	60	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1614-1	50	は13	山林	0.1890	ヒノキ	60				
2	同上	1616-1	50	は12	山林	0.2943	ヒノキ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-42	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	6655-3	50	ち24	山林	0.1190	ヒノキ	63	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場 合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者 が森林経営を受託し、利用間伐の 木材生産業務及び木材販売業務を 実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者 が森林管理を受託し、火災、病害 虫及び気象災害等の状況を確認す るため、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林巡回 を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基づい て、森林施業を実施するととも に、溪畔林における伐採等は控え るなど生物多様性に配慮する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を備うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	同上	6654-1	50	ち24	山林	0.1002	ヒノキ	63	同上	同上					
3	同上	6655-1	50	ち27	山林	0.2150	ヒノキ	63	同上	同上					
4	同上	6659	50	ち27	山林	0.3166	ヒノキ	63	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6655-3	50	ち21	山林	0.1190	ヒノキ	63				
2	同上	6654-1	50	ち24	山林	0.1002	ヒノキ	63				
3	同上	6655-1	50	ち27	山林	0.2150	ヒノキ	63				
4	同上	6659	50	ち27	山林	0.3166	ヒノキ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集05-47	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称)		(所在地)				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期					
1	富士市大淵		1632-1	50	に50	山林	0.8787	ヒノキ スギ	60	公告の日から	6年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。	
2	同上		4665-1	50	へ9	山林	0.1113	ヒノキ	74	同上	同上		＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
3	同上		4665-4	50	に20	山林	0.1948	ヒノキ	63	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富十市大淵	1632-1	50	に50	山林	0.8787	ヒノキ スギ	60				
2	同上	4665-1	50	へ9	山林	0.1113	ヒノキ	74				
3	同上	4665-4	50	に20	山林	0.1948	ヒノキ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富十市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-49	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基ついて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	4661-3	50	へ11	山林	0.0877	ヒノキ	65	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基 づいて、森林施業を実施するこ とにも、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	4661-3	50	へ11	山林	0.0877	ヒノキ	65				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-50	経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地 (住所又は所在地)			
		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期					
1	富士市大淵	6656	50	ち25	山林	0.0148	ヒノキ	63	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲に1)を支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	同上	6660	50	ち26	山林	0.0882	ヒノキ	63	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6656	50	ち25	山林	0.0148	ヒノキ	63				
2	同上	6660	50	ち26	山林	0.0882	ヒノキ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-51	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	6582	50	ち18	山林	0.1900	ヒノキ	64	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6582	50	ち18	山林	0.1900	ヒノキ	64				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

（記載注意）

（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集05-52	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期					
1	富士市大淵		1648-1	50	に46	山林	0.3927	ヒノキ	61	公告の日から	6年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上		1648-2	50	に45	山林	0.1692	ヒノキ	61	同上	同上				
3	同上		1648-3	50	に44	山林	0.0694	ヒノキ	61	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富十市大淵	1648-1	50	に46	山林	0.3927	ヒノキ	61				
2	同上	1648-2	50	に45	山林	0.1692	ヒノキ	61				
3	同上	1648-3	50	に44	山林	0.0694	ヒノキ	61				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富十市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-53	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	6575-1	50	ち15-2	山林	0.0476	ヒノキ	72	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲に1)を 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこなう。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
2	同上	6575-3	50	ち15-1	山林	0.0797	ヒノキ	72	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6575-1	50	ち15-2	山林	0.0476	ヒノキ	72				
2	同上	6575-3	50	ち15-1	山林	0.0797	ヒノキ	72				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-54	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙） 経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地 (住所又は所在地)		
		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期				
1	富士市大淵	6585	41	い26	山林	0.1229	スギ	72	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	
2	同上	6586	41	い27	山林	0.0357	スギ	63	同上	同上			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6585	41	い26	山林	0.1229	スギ	72				
2	同上	6586	41	い27	山林	0.0357	スギ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-58	経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地 (住所又は所在地)			
		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	4670-2	50	へ33	山林	0.2007	スギ	63	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	4670-2	50	へ33	山林	0.2007	スギ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-59	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大湖	1441-1	50	ほ4	山林	0.0975	ヒノキ	52	公告の日から	6年 (2030.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	1635-1	50	に24	山林	0.2797	ヒノキ	72	同上	同上				
3	同上	1636-1	50	に23	山林	0.0941	ヒノキ	72	同上	同上				
4	同上	1636-4	50	に23	山林	0.0013	ヒノキ	72	同上	同上				
5	同上	1640-8	50	へ19	山林	0.1927	スギ	60	同上	同上				
6	同上	4663-1	50	へ17	山林	0.0631	ヒノキ	63	同上	同上				
7	同上	4664-1	50	へ16	山林	0.2100	ヒノキ	64	同上	同上				
8	同上	4664-9	50	へ19	山林	0.2033	スギ	60	同上	同上				
9	同上	4666	50	へ20	山林	0.1490	ヒノキ	60	同上	同上				
10	同上	4667-1	50	へ23	山林	0.1737	スギ	60	同上	同上				
11	同上	4667-2	50	へ21・22	山林	0.2350	ヒノキ	60	同上	同上				
12	同上	4667-3	50	へ21	山林	0.0106	ヒノキ	60	同上	同上				
13	同上	4667-5	50	へ23	山林	0.0789	スギ	60	同上	同上				
14	同上	4667-7	50	へ21	山林	0.0063	ヒノキ	60	同上	同上				
15	同上	4667-9	50	へ21	山林	0.0002	ヒノキ	60	同上	同上				
16	同上	4668-2	50	へ18	山林	0.0205	スギ	60	同上	同上				
17	同上	4669-3	50	へ23	山林	0.0201	スギ	60	同上	同上				
18	同上	1634	50	に25	山林	0.1828	ヒノキ	72	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1441-1	50	ほ4	山林	0.0975	ヒノキ	52				
2	同上	1635-1	50	に24	山林	0.2797	ヒノキ	72				
3	同上	1636-1	50	に23	山林	0.0941	ヒノキ	72				
4	同上	1636-4	50	に23	山林	0.0013	ヒノキ	72				
5	同上	1640-8	50	へ19	山林	0.1927	スギ	60				
6	同上	4663-1	50	へ17	山林	0.0631	ヒノキ	63				
7	同上	4664-1	50	へ16	山林	0.2100	ヒノキ	64				
8	同上	4664-9	50	へ19	山林	0.2033	スギ	60				
9	同上	4666	50	へ20	山林	0.1490	ヒノキ	60				
10	同上	4667-1	50	へ23	山林	0.1737	スギ	60				
11	同上	4667-2	50	へ21・22	山林	0.2350	ヒノキ	60				
12	同上	4667-3	50	へ21	山林	0.0106	ヒノキ	60				
13	同上	4667-5	50	へ23	山林	0.0789	スギ	60				
14	同上	4667-7	50	へ21	山林	0.0063	ヒノキ	60				
15	同上	4667-9	50	へ21	山林	0.0002	ヒノキ	60				
16	同上	4668-2	50	へ18	山林	0.0205	スギ	60				
17	同上	4669-3	50	へ23	山林	0.0201	スギ	60				
18	同上	1634	50	に25	山林	0.1828	ヒノキ	72				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-60	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	915-1	52	ろ14	山林	0.2330	ヒノキ	61	公告の日から	6年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は 、木材の販売収入の額と補助 金金額から木材生産業務費、木 材販売業務費、補助金事務 「手数料、森林保険料等の森林 管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定 方法 ・木材の販売収入の額について は、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施 権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれ かの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については 、実際に木材を生産するのに 要した経費又は、経営管理実 施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれ かの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たって は、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することが できる。 ・経営管理実施権者は、補助 金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10 %以内で計上することができる 。 ・木材生産等に要する経費が 木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった 場合は、経営管理実施権者が その差額分を負担することと し、甲に金銭的な負担を求め ないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用 を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定する ように経営管理実施権者に 協力すること。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売 業務が完了し、収支結果が 確定後、速やかにおこな う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権 者から甲にDを支払うこと とし、支払方法は、甲の指 定する口座振込又は甲に 現金手渡しによりおこな う。 <経営管理実施権が設定され ない場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対して金銭の 支払いは行わない。		
2	同上	966-1	52	は25	山林	0.0532	ヒノキ	61	同上	同上					
3	同上	980-3	52	は26・27	山林	0.3242	ヒノキ	59	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富十市大淵	915-1	52	ろ14	山林	0.2330	ヒノキ	61				
2	同上	966-1	52	は25	山林	0.0532	ヒノキ	61				
3	同上	980-3	52	は26・27	山林	0.3242	ヒノキ	59				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富十市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-61	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1417-5	51	に50・51・ 52-1	山林	0.4723	ヒノキ スギ	61・63	公告の日から	6年 (2030.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場 合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者 が森林経営を受託し、利川間伐の 木材生産業務及び木材販売業務を 実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者 が森林管理を受託し、火災、病害 虫及び気象災害等の状況を確認す るため、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林巡回 を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基づい て、森林施業を実施するととも に、溪畔林における伐採等は控 えるなど生物多様性に配慮する。	＜経営管理実施権が設定される場 合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	同上	1425-1	50	ほ3-2	山林	0.0981	ヒノキ	61	同上	同上					
3	同上	1428-1	50	ほ2・2-1	山林	0.4396	ヒノキ スギ	62・42	同上	同上					
4	同上	4684-2	51	ほ9	山林	0.2426	スギ	61	同上	同上					
5	同上	4685	51	へ45	山林	0.4003	スギ	62	同上	同上					
6	同上	4691-3	51	ほ8	山林	0.0446	スギ	64	同上	同上					
7	同上	5714	51	へ46	山林	0.0955	スギ	75	同上	同上					
8	同上	5717	51	へ47	山林	0.0403	スギ	62	同上	同上					
9	同上	5720	51	へ64	山林	0.1652	ヒノキ	44	同上	同上					
10	同上	5722	51	へ64	山林	0.0965	ヒノキ	44	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1417-5	51	に50・51・52-1	山林	0.4723	ヒノキ スギ	61・63				
2	同上	1425-1	50	ほ3-2	山林	0.0981	ヒノキ	61				
3	同上	1428-1	50	ほ2・2-1	山林	0.4396	ヒノキ スギ	62・42				
4	同上	4684-2	51	ほ3	山林	0.2426	スギ	61				
5	同上	4685	51	へ45	山林	0.4003	スギ	62				
6	同上	4691-3	51	ほ8	山林	0.0446	スギ	64				
7	同上	5714	51	へ46	山林	0.0955	スギ	75				
8	同上	5717	51	へ47	山林	0.0403	スギ	62				
9	同上	5720	51	へ64	山林	0.1652	ヒノキ	44				
10	同上	5722	51	へ64	山林	0.0965	ヒノキ	44				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集05-62	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1624-3	50	は15	山林	0.0894	スギ	66	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1624-3	50	は15	山林	0.0894	スギ	66				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

住 所（同上）

富士市長 小長井 義正

（記載注意）

（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-63	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1430-1	50	ほ3-1	山林	0.6896	ヒノキ	61	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1430-1	50	ほ3-1	山林	0.6896	ヒノキ	61				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	集05-64	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準林班 小班	地 目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	5704	51	へ17	山林	0.0330	スギ	60	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年 1 回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基 づいて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配 慮する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年 1 回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	5705	51	へ18-2・23-2・24	山林	0.1497	スギ	62	同上	同上					
3	同上	5706	51	へ26	山林	0.0112	スギ	62	同上	同上					
4	同上	5707	51	へ25	山林	0.0542	スギ	62	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	5704	51	へ17	山林	0.0330	スギ	60				
2	同上	5705	51	へ18-2・ 23-2・24	山林	0.1497	スギ	62				
3	同上	5706	51	へ26	山林	0.0112	スギ	62				
4	同上	5707	51	へ25	山林	0.0542	スギ	62				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-65	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大瀬	1395-5	51	は32	山林	0.0431	ヒノキ	72	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況 を確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施に あたっては、溪畔林における伐 採等は控えるなど生物多様に 配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するため 、年1回以上、林道などの既 設道からの目視による森林巡回 を実施する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額 は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材 販売業務費、補助金事務手 数料、森林保険料等の森林管理 費を控除した収益額をもとに 算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定 方法 ・木材の販売収入の額について は、実際に木材を販売して得ら れた収入又は経営管理実施権 者が企画提案書に示した設定 金額を勘案して、いずれかの利 益が見込める額により算定す る。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、 実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施 権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれ かの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たって は、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することが できる。 ・経営管理実施権者は、補助 金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10 %以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が 木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった 場合は、経営管理実施権者が その差額分を負担することと し、甲に金銭的な負担を求め ないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用 を受けるのに必要な森林 経営計画を速やかに策定でき るように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元 額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙の ものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うた めに要した経費は乙が負担す るものとする。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこなう。 ＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。		
2	同上	1396-1	51	は32	山林	0.2207	ヒノキ	72	同上	同上					
3	同上	1412-1	51	に39-2	山林	0.0866	ヒノキ	58	同上	同上					
4	同上	1423	51	に39-1	山林	0.3795	ヒノキ	58	同上	同上					
5	同上	1424-1	51	に39-1	山林	0.0140	ヒノキ	58	同上	同上					
6	同上	1424-2	51	に39-1	山林	0.0194	ヒノキ	58	同上	同上					
7	同上	1431-1	50	ほ21	山林	0.1864	ヒノキ	62	同上	同上					
8	同上	1431-2	50	ほ21	山林	0.0082	ヒノキ	62	同上	同上					
9	同上	1432-1	50	ほ22	山林	0.2198	ヒノキ	62	同上	同上					
10	同上	1432-2	50	ほ23	山林	0.2221	ヒノキ	62	同上	同上					
11	同上	1432-3	50	ほ18	山林	0.0690	ヒノキ	62	同上	同上					
12	同上	1432-4	50	ほ24	山林	0.0409	ヒノキ	62	同上	同上					
13	同上	1395-1	51	は31	山林	0.0605	ヒノキ	72	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市人瀬	1395-5	51	は32	山林	0.0131	ヒノキ	72				
2	同上	1396-1	51	は32	山林	0.2207	ヒノキ	72				
3	同上	1412-1	51	は39-2	山林	0.0866	ヒノキ	58				
4	同上	1423	51	は39-1	山林	0.3795	ヒノキ	58				
5	同上	1424-1	51	は39-1	山林	0.0140	ヒノキ	58				
6	同上	1424-2	51	は39-1	山林	0.0194	ヒノキ	58				
7	同上	1431-1	50	は21	山林	0.1864	ヒノキ	62				
8	同上	1431-2	50	は21	山林	0.0082	ヒノキ	62				
9	同上	1432-1	50	は22	山林	0.2198	ヒノキ	62				
10	同上	1432-2	50	は23	山林	0.2221	ヒノキ	62				
11	同上	1432-3	50	は18	山林	0.0690	ヒノキ	62				
12	同上	1432-4	50	は24	山林	0.0409	ヒノキ	62				
13	同上	1395-1	51	は31	山林	0.0605	ヒノキ	72				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-68	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	4656	50	へ32	山林	0.4244	スギ	63	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
2	同上	4669-1	50	へ31	山林	0.4085	スギ	63	同上	同上				
3	同上	4669-2	50	へ24	山林	0.0904	スギ	63	同上	同上				
4	同上	4669-5	50	へ25	山林	0.1087	スギ	63	同上	同上				
5	同上	4669-7	50	へ25	山林	0.0012	スギ	63	同上	同上				
6	同上	4670-1	50	へ32	山林	0.1996	スギ	63	同上	同上				
7	同上	4671-3	50	へ32	山林	0.0452	スギ	63	同上	同上				
8	同上	6558-1	50	と1	山林	0.1737	スギ	73	同上	同上	<経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
9	同上	6558-3	50	と1	山林	0.0395	スギ	73	同上	同上				
10	同上	6559-1	50	と4	山林	0.0600	スギ	73	同上	同上				
11	同上	6559-4	50	と1	山林	0.0025	スギ	73	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	4656	50	へ32	山林	0.4244	スギ	63				
2	同上	4669-1	50	へ31	山林	0.4085	スギ	63				
3	同上	4669-2	50	へ24	山林	0.0904	スギ	63				
4	同上	4669-5	50	へ25	山林	0.1087	スギ	63				
5	同上	4669-7	50	へ25	山林	0.0012	スギ	63				
6	同上	4670-1	50	へ32	山林	0.1996	スギ	63				
7	同上	4671-3	50	へ32	山林	0.0452	スギ	63				
8	同上	6558-1	50	と1	山林	0.1737	スギ	73				
9	同上	6558-3	50	と1	山林	0.0395	スギ	73				
10	同上	6559-1	50	と1	山林	0.1737	スギ	73				
11	同上	6559-4	50	と1	山林	0.0025	スギ	73				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集05-70	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地		
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1629-1	50	に53	山林	0.2164	ヒノキ	53	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を災 害する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は 、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材 販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管 理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方 法 ・木材の販売収入の額について は、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施 権者が企画提案書に示した設 定金額を勘案して、いずれか の利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、 実際に木材を生産するのに要 した経費又は、経営管理実施 権者が企画提案書に示した設 定金額を勘案して、いずれか の利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たって は、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することが できる。 ・経営管理実施権者は、補助 金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10 ％以内で計上することができ る。 ・木材生産等に要する経費が 木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった 場合は、経営管理実施権者が その差額分を負担することと し、甲に金銭的な負担を求め ないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用 を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定するに よる経営管理実施権者に協力 すること。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了し 、収支結果が 確定後、速や かにおこなう。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこなう。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に 対して金銭 の支払い は行わない。	
2	同上	1629-2	50	に53	山林	0.0322	ヒノキ	53	同上	同上				
3	同上	1633-1	50	に48	山林	0.3713	ヒノキ	72	同上	同上				
4	同上	1633-2	50	に47	山林	0.2181	スギ	62	同上	同上				
5	同上	1633-3	50	に49	山林	0.0879	ヒノキ	61	同上	同上				
6	同上	1633-4	50	に26	山林	0.1748	ヒノキ	72	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1629-1	50	に53	山林	0.2164	ヒノキ	53				
3	同上	1629-2	50	に53	山林	0.0322	ヒノキ	53				
3	同上	1633-1	50	に48	山林	0.3713	ヒノキ	72				
4	同上	1633-2	50	に47	山林	0.2181	スギ	62				
5	同上	1633-3	50	に49	山林	0.0879	ヒノキ	61				
6	同上	1633-4	50	に26	山林	0.1748	ヒノキ	72				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-71	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1417-2	51	に49	山林	0.2307	ヒノキ	61	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
2	同上	1417-3	51	に49	山林	0.2585	ヒノキ	61	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
3	同上	1417-4	51	に49	山林	0.0578	ヒノキ	61	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
4	同上	4684-1	51	ほ10	山林	0.1028	スギ	61	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1417-2	51	に49	山林	0.2307	ヒノキ	61				
2	同上	1417-3	51	に49	山林	0.2585	ヒノキ	61				
3	同上	1417-4	51	に49	山林	0.0578	ヒノキ	61				
4	同上	4684-1	51	ほ10	山林	0.1028	スギ	61				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-72	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基ついて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1280-5	52	と43・46	山林	1.5882	ヒノキ	65	公告の日から	6年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は 、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材 販売業務費、補助金事務 「手数料、森林保険料等の森林 管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定 方法 ・木材の販売収入の額について は、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施 権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれ かの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については 、実際に木材を生産するのに 要した経費又は、経営管理実 施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれ かの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たって は、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することが できる。 ・経営管理実施権者は、補助 金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10 %以内で計上することができ る。 ・木材生産等に要する経費が 木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった 場合は、経営管理実施権者が その差額分を負担することと し、甲に金銭的な負担を求め ないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用 を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定するに ように経営管理実施権者に協 力すること。	<経営管理実施権が設定され る場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業 務が完了し、収支結果が確定 後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にD を支払うこととし、支払方法 は、甲の指定する口座振込又 は甲に現金手渡しによりおこ なう。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。		
2	同上	1280-8	52	と45・47	山林	0.1125	ヒノキ	65	同上	同上					
3	同上	1280-9	52	と48・49	山林	0.0208	ヒノキ	65	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富十市大淵	1280-5	52	と43・46	山林	1.5882	ヒノキ	65				
2	同上	1280-8	52	と45・47	山林	0.1125	ヒノキ	65				
3	同上	1280-9	52	と48・49	山林	0.0208	ヒノキ	65				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富十市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-73	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1280-1	52	と51	山林	0.0713	ヒノキ	65	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況 を確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補 助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこなう。	
2	同上	1280-6	52	と50	山林	0.1780	ヒノキ	65	同上	同上				
3	同上	1280-7	52	と44	山林	0.1427	ヒノキ	65	同上	同上				
4	同上	5323-1	48	ろ1	山林	0.4240	ヒノキ	75	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施に あたっては、溪畔林における伐 採等は控えるなど生物多様性に 配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を 実施する。	＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が 実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙の ものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うた めに要した経費は乙が負担 するものとする。	＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
5	同上	5327	48	ろ4	山林	0.1557	ヒノキ	63	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1280-1	52	と51	山林	0.0713	ヒノキ	65				
2	同上	1280-6	52	と50	山林	0.1780	ヒノキ	65				
3	同上	1280-7	52	と44	山林	0.1427	ヒノキ	65				
4	同上	5323-1	48	ろ1	山林	0.4240	ヒノキ	75				
5	同上	5327	48	ろ4	山林	0.1557	ヒノキ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-76	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1402-10	51	に18-2	山林	0.0747	ヒノキ	64	公告の日から	6年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は 、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材 販売業務費、補助金事務 「手数料、森林保険料等の森林 管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定 方法 ・木材の販売収入の額について は、実際に木材を販売して得 られた収入又は経営管理実施 権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれ かの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については 、実際に木材を生産するのに 要した経費又は、経営管理実 施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれ かの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たって は、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することが できる。 ・経営管理実施権者は、補助 金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10 %以内で計上することができ る。 ・木材生産等に要する経費が 木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった 場合は、経営管理実施権者が その差額分を負担することと し、甲に金銭的な負担を求め ないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用 を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定するに ように経営管理実施権者に協 力すること。	<経営管理実施権が設定され る場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業 務が完了し、収支結果が確定 後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にD を支払うこととし、支払方法 は、甲の指定する口座振込又 は甲に現金手渡しによりおこ なう。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。	
2	同上	1402-2	51	に16	山林	0.0188	ヒノキ	64	同上	同上				
3	同上	1402-6	51	に18-2	山林	0.1114	ヒノキ	64	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富十市大淵	1402-10	51	に18-2	山林	0.0747	ヒノキ	61				
2	同上	1402-2	51	に16	山林	0.0188	ヒノキ	61				
3	同上	1402-6	51	に18-2	山林	0.1114	ヒノキ	64				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富十市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-77	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われ る経営管理の 内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	1417-1	51	に41	山林	0.5804	ヒノキ	62	公告の日から	6 年 (2030. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐の木材生産業務及び木材販売 業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基 づいて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲に1)を支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
2	同上	1408-1	51	に30	山林	0.0178	ヒノキ	64	同上	同上	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1417-1	51	に41	山林	0.5804	ヒノキ	62				
2	同上	1408-1	51	に30	山林	0.0178	ヒノキ	64				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-79	経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地 (住所又は所在地)			
		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						経営管理権 の始期
1	富士市大淵	1407-1	51	に25・32	山林	0.3040	ヒノキ	62	公告の日から	6 年 (2030.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1407-1	51	に25・32	山林	0.3040	ヒノキ	62				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集05-82	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	富士市大淵	6661-4	50	ち29	山林	0.1132	ヒノキ	92	公告の日から	6年 (2030.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金で渡しによりおこなう。		
2	同上	6661-2	50	ち29	山林	0.0100	ヒノキ	92	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。		
3	同上	6661-1	50	ち28	山林	0.1495	ヒノキ	42	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の中以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	6661-1	50	ち29	山林	0.1132	ヒノキ	92				
2	同上	6661-2	50	ち29	山林	0.0100	ヒノキ	92				
3	同上	6661-1	50	ち28	山林	0.1495	ヒノキ	42				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち人らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の概しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。